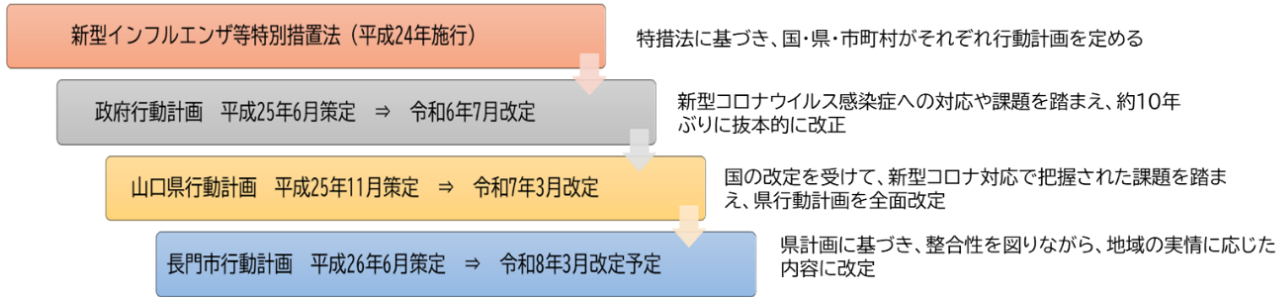


長門市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の概要について

1. 計画の改定の背景

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定。令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の対応で露呈した構造的課題(平時の備え、対策の硬直性)を克服するため、政府行動計画が約10年ぶりに抜本的に改定されることとなった。これを受け、山口県でも改定が行われ、本市も県計画に基づき、整合性を図りながら、地域の実情に合わせて改定を実施する。



2. 計画の目的(2つの柱)

- 1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- 2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスをとり、市民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。

3. 市行動計画改定のポイント

- 1) 平時からの備えを充実
 - 対策時期を「準備期」「初動期」「対応期」の3期で明確化し、準備期の責務を明確化。
- 2) 対策項目の拡充かつ機動的な対策の切替
 - 新型コロナ対応で特に重要性が増した実務を独立項目とし、これまでの感染対策に加え、社会全体の機能維持まで視野にいれる。(政府・県:対策項目6項目から13項目)
 - 市行動計画では、政府の13項目から市に実行責任がある7項目に集約・拡充し実効性を高める。

【対策時期を主体とした整理】(改定前)

発生段階						改定前の対策項目
未発生期	海外発生期	地域未発生期	地域発生早期	地域感染期	小康期	(1) 実施体制
						(2) サーベイランス・情報収集
						(3) 情報提供・共有
						(4) 予防・まん延防止
						(5) 医療
						(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

【対策項目を主体とした整理】(改定後)

改定後の対策項目 (※)			発生段階		
(1) 実施体制	準備期	初動期	対応期	(2) 情報提供・共有、 <u>リスクコミュニケーション</u>	
(3) まん延防止					
<u>(4) ワクチン</u>					
<u>(5) 保健</u>					
<u>(6) 物資</u>					
(7) 市民生活及び地域経済の安定の確保					

3) 情報発信の強化

- 危機時の情報の錯綜や社会的混乱に対応するため、情報発信の基盤を強化。
- 双方のコミュニケーションの整備: 行政からの発信だけでなく、市民や関係機関からの意見、情報を反映しながら情報発信する仕組みを整備する。
- 偽情報・差別防止の徹底: 感染拡大時には、正確で一貫した情報を迅速に届けるとともに、偏見や誤情報の拡散を防止する啓発を強化する。

長門市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の概要について

市行動計画の構成

第1部 長門市新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画
第1章 新型インフルエンザ等対策措置法の意義等
第1節 感染症危機を取り巻く状況
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定
第2章 長門市新型インフルエンザ等対策行動計画と感染症危機対応
第1節 長門市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改定
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ
第4節 市における新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項
第5節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目
第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等
第4章 組織体制
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組
※発生段階(準備期、初動期、対応期)に応じて、各対策7項目に沿った対策を規定 ※7項目の対策内容については、各論7項目の概要参照

各論7項目の概要

<p>①実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 実践的な訓練実施 行動計画等の体制整備・強化 業務継続計画作成 関係機関との連携 <p>新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持し、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高める。</p>	<p>②情報提供・共有、<u>リスクコミュニケーション</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症に関する情報提供・共有 発生時の情報提供について体制整備 偏見・差別や偽・誤情報に関する啓発 <p>感染症危機においては、情報の錯綜、偏見・差別等の発生、偽・誤情報の恐れがある。各種対策を効果的に行うため、平時から、市民が適切に情報を判断し、行動できるような双方向のコミュニケーション環境を整備する。</p>
<p>③まん延防止</p> <ul style="list-style-type: none"> 発生時のまん延防止対策強化に向けた理解及び準備の促進 個人、職場、地域での感染防止対策の普及、周知 <p>医療提供体制の維持・継続を目的とし、適切なまん延防止対策を講じることで、感染拡大のスピードやピークを抑制する。</p>	<p>④ワクチン</p> <ul style="list-style-type: none"> 予防接種に必要な資材の確保 接種体制の構築 システムの標準化(DXIに推進) <p>平時から、接種の具体的な体制や実施方法について、医療機関や事業者等との連携により準備しておく。</p>
<p>⑤保健</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康観察及び生活支援 住民への情報提供・共有 <p>自宅療養中の市民に対し、健康観察、食料・物資の配送などの生活支援を県と連携して実施する。</p>	<p>⑥物資</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症対策物資等の備蓄 <p>マスクや個人防護具等の感染症対策物資について、国が定める備蓄水準を参考に備蓄し、平時から備蓄等の推進や管理に努める。</p>
<p>⑦市民生活及び地域経済の安定の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 庁内及び関係機関との情報提供体制の整備 支援実施に係る仕組みの整備 物資及び資材の備蓄等 生活支援を要する者への支援の準備 火葬能力等の把握、火葬体制の整備 <p>新型インフルエンザ等発生時に備え、平時から事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。 新型インフルエンザ等発生時には、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行い、事業者へ事業継続に関する周知を行う。</p>	